

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年 5月29日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年 5月29日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

町長	吉 田 慎 一	副町長	鈴 木 典 秀
教育長	勝 本 真 二	総務部長	荒 木 重 臣
企画財政部長	久保平 敏 弘	教育次長	帯 田 由 寿
建設部長	緒 方 哲	住民福祉部長	森 川 寛 子
健康保険部長	中 山 庄 治	水道局長	濱 伸 二
会計管理者	谷 本 清	総務課長	山 本 昭 彦
農業委員会事務局長	和 田 弘		

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成29年第2回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時27分

閉 会 11時43分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。

6月6日招集の第2回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

まず初めに、議長のご挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。風香る新緑のさわやかな季節となり、大変しのぎやすい気候となりました。さて、いよいよ6月定例会議が開催されますけれども、先般の臨時会で、私ども議会の委員会構成員も大幅に変わりました。今後、この構成メンバーで対応してまいりますので、よろしく願い申し上げます。また、定例会議では白熱な議論審議を期待するものであります。簡単ではありますが、開会にあたりましての私の挨拶といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、町長のご挨拶をお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。今日は本当、新体制ということで、皆さん方メンバーがお代わりになって新しい体制だなという感じがいたします。そしてまた、もういつの間にか5月も終わりということでございました。5月6月は、定例会とか総会が大変多ございます。特に5月は小学校の運動会等々もございまして、議員の皆さん方ともずいぶんいろんな所でお会いしましたけれども、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。本日は第2回定例会に係る議会運営委員会を開催をしていただくわけでございますけれども、本当にお礼を申し上げたいと思っております。今回の定例会では、報告は4件ございます。そしてまた、議案を18件ほど用意しております。議案内容につきましては、ただいまより所管の部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、まず提出予定議案について、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。まず総務部関係について。

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。それでは、提出予定の議案概要についてご説明いたします。総務部関係では報告が1件、議案が3件ございます。まず報告1長与町国民保護計画の一部変更についてでございますが、これは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告す

るものでございます。次に議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは附属機関として長与町地域公共交通会議及び長与町地域福祉計画推進委員会を新たに追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。次に議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について新たに追加する他、所要の改正を行うものでございます。次に議案第37号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、これは任期満了に伴う選任のため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、企画財政部関係についてお願いいたします。

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。引き続き企画財政部所管分でございます。まず報告2平成28年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。次に報告4西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。続きまして議案第36号平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,442万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億3,572万6,000円とするものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に健康保険部関係について申し上げます。

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆様おはようございます。健康保険部は議案が1件ございます。議案第31号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。これは和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年5月11日に専決処分したもので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に建設産業部関係について申し上げます。

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。建設産業部では、報告1件、議案2件でございます。まず報告3平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算

書の報告についてですが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。次に議案第34号町道路線の廃止についてですが、道路法第10条第3項の規定により新規路線に伴う旧路線の廃止を行うものでございます。また議案第35号町道路線の認定についてですが、道路法第8条第2項の規定により新規路線に伴う路線の認定を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、農業委員会関係についてお願いします。

和田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

皆様、おはようございます。農業委員会所管分でございます。議案第38号から第48号までの件名、長与町農業委員会の委員の任命について概要説明をいたします。今回の議案については、平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律等の改正に伴うもので、昨年12月議会におきまして農業委員の定数条例等について議決をいただいているところでございます。農業委員は公選制から市町村による任命制と移行し、地域の信任に踏まえた代表制の確保の観点から、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に農業委員の候補者の推薦を求め、あわせて公募を行いました。今回上程します11議案につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、現在、農業委員については定数12名に達しておりませんので、1名追加募集を行っております。募集を行う期日が5月29日、本日までとなっております。この件につきましては、決まり次第、追加議案ということで上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に一般質問の通告並びに請願陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

おはようございます。一般質問につきましては、通告者9名、質問件数20件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配付のとおりであります。請願陳情につきましては請願はございません。陳情は1件でお手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりです。なお陳情につきましては、議会運営委員会において議長に提出があった場合、請願と同様に取り扱うか協議をすることになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

続いて、委員会への付託先についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会に付託するものは、議案第32号、議案第33号、議案第36号、以上です。次に産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第34号、議案第35号。次に本会議即決については、議案第31号、議案第37号、議案第38号、議案第39

号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、以上です。委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。

続いて、会期日程案について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期日程につきましては、6月6日火曜日から6月15日木曜日までの10日間で、6日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程、これは提案理由説明まで。そして、議案調査、議員全員協議会。7日水曜日、一般質問。8日木曜日、一般質問。9日金曜日、議案審議、質疑、付託または即決。10日土曜日、11日日曜日は休会でございます。12日月曜日、付託案件審査。13日火曜日、付託案件審査。14日水曜日、付託案件審査予備日となっております。15日木曜日、委員長報告と採決。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りします。会期日程案については、ただいま事務局長からの説明がありましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、第2回定例会の会期日程については、以上のとおり決定いたしました。

その他の件について、何かありませんか。

それでは、先程農業委員会から追加議案の件について説明がありましたので、この件について議事課長からご提案を行います。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

おはようございます。先程お話が出ました追加議案の第49号でございますけども、こちらにつきましては、議運の審査を経て上程する必要がありますので、初日の6日9時から議会運営委員会を開きまして、そちらの方で審議をしていただくという形で考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

追加日程の件で、今説明がありました。

説明のとおり行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、先程言われたのは、あと1名定員に達していないということで、今の説明ですと

ほぼそういう意味では、必ず追加議案として上程される予定ということで、確認させてもらっていいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先程執行部の方から説明がありましたように、公募の締切が本日までとなっております。ですから、どなたか個人の特定が今現在ではできないということでごさいます、明日以降に最後の1名が決定をするということでお聞きをしておりますので、それがどうしても追加議案になってしまうということでごさいます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。明日以降という説明でありましたけれども、6月2日にその選考の最終決定が出るということでもありますから、初日に議運で正式に議案として提案することを決定したいと思います。

他にありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これで定例会の日程について等の審議を終わります。

執行部は退席願います。

お手元に資料がありますけれども、陳情が1件出ております。この陳情の取り扱いについて、まず、皆さん方にお尋ねをしたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これは前回議運の時に、やっぱり件名、要旨だけじゃ分からないということで、文書を付けて出さんばいかんとじゃなかかというふうになったんじゃないかな。そうでないと判断のしようがないということだったと思うので、これはずっと同じ方が同じ趣旨で多分出されてる内容だというふうに理解はしますけども、そのところ文書をつけてもらわないと判断つかないですね。議案として取り扱うかどうかというところではですね。ですから結論としては、前回同様の扱いで趣旨等が十分理解できないし、果たして長与町の議会でこれを審査するに値する中身なのかというところも十分理解できないので、今までどおりの参考配付で構わないと思うのですが、文書の提出をちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

文書配布について、確かに今、河野委員が言われたようにそういうふうにしていたと思います。これから休憩をとってコピーを配付をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を始めます。まだ印刷がもうちょっとかかるようでありますので、今後の協議事項についてということで行いたいと思います。

すいません。①じゃなくて③のその他の方で、クールビズの件で例年最初の6月定例会の前の議運で決定をしているという、このままやろうじゃないかという話もあったんですが、堤委員からだったかな、いろんな情勢、変更もあるかもしれないので、議運で決めたらいいんじゃないですかという、そういう意見もあったと思います。そこでお諮りをいたします。事務局から説明をお願いいたします。

富永議事課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

クールビズの取り扱いにつきましては、今年の議運では、今年はということで終わっております。今年度につきましては、まだ確定をさせていただいていない状態でございますので、例年どおり、議場においては、ネクタイはノーネクタイです。議場については上着を着用、委員会は上着不要ということで、これまでと同様の取り扱いで進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

今、説明がありましたけれども、前回の議運では、今回はということで決めていたということでもあります。したがって今日の議会運営委員会では、今後のクールビズについては執行側のクールビズの期間に合わせて議会も対応をしていくということで決めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それではクールビズの件については、そのように次の全員協議会でも周知の徹底を図っていききたいと思います。ありがとうございます。

次に①の今後の協議事項についてでありますけれども、これについて議長の充て職問題で過去にいろいろご意見等がございましたので、それから、失礼。今、印刷がまいましたので、この陳情の取り扱いについてから、まず協議をしたいと思います。

配り終わるまで暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

今、お手元に地球と人間を守る社会体制創りの為の地球社会建設決議陳情書というのが、横浜市の荒木實さんからまいっております。この取り扱いについて、どのようにすべきかお諮りをしたいと思います。これについては、先程河野委員からいろいろ内容を見ないとというのがありましたけれども、これを見た上で若干時間をとりますので、内容を確認した上で後でご意見を賜りたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

この取り扱いについて、今回、あるいは今後、ひっくるめて皆さん方のご意見を頂戴したいと思います。どなたかありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

毎回出されるわけですけれども、今回の文書を読んでも個人的な見解がほとんどで、一貫性はあるのかもしれないけども、その時の情勢を含めて文章がただ変わっているという状況で、これが個人のこの考え方を議会でどうこうと話し合うというか審議する必要性というのは、私は余り認められないのかなと思うんです。ですから、時津町同様、私もこの陳情書の扱いに関しては時津町同様でいいのではないかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今回のこの陳情書については、先程申しましたように審査する審議の対象ではないかなと思います。決議案素案を見ても何をちょっと具体的に求めているのかというのがよく理解できないところがありますので、そういうふうに思います。ただ今後の取り扱いですが、確かにこの陳情書の長与町の議会、議長名もないというところでは文書としてはどうかというふうに思いはするんですけども、例えば、名称は陳情書となっております。議会に要請する時には嘆願書だとか要望書だとかという形で、いわゆる議案の対象とならない部分も多分あるのではないかなと思うんですよね。その中に、例えば今回のようにこういう中身を決議してほしいという文章があった場合、そういう場合は、その嘆願書であり要望書であっても、こういう決議は本当に議会で必要だとなった場合、そういう取り扱わないで議会の議案、いわゆる議員が上程する議案として出せる可能性があるわけです。ですから確かに陳情書としての体をなしてない部分はあるんですけども、今回この方の、以後この方が出してくる部分も、この荒木氏という方だからもうそういう俎上に載せなくていいのではないかという形で片付けるのも、ちょっとどうかなと思いはするんです。事務の作業として大変かもしれませんが、とりあえずはこういう議会の議運の中で判断したと。そうなってくるともう前段で出てこないとなると、事務局判断、議長判断になるのかもしれませんが、そこもまたちょっと、もっと本当、重要な本来審議が必要な文書でそういう体をなしてない時があっても、議会はそれをちょっと拾い上げて、やっぱり住民の声を大切にするという立場に立ったほうがいいんじゃないかなと思いますので、私は今後もできればこういう扱いの方が誰の責任もなく、やっぱりちゃんと議会運営委員会でそういう判断をしたという形になっていくんで、後が

残っていくんで、私はそうすべきではないかなという感じは受けてます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程からいろいろ話も出ておりましたが、要は事務局宛ての公文、事務局宛ての文書であったということで、中身については全国の各市町村議会議長宛てというそういう拡大解釈しても何ら問題なかろうと思うんです。ここに長与町議会内村博法と書いてないから公文として認められないという考え方は余りにも狭義の解釈なのかなと。そういうことから、事務局もこれは受付を従来どおりしてきたというふうに私は理解を、まず一つですね。その時に1枚目の真ん中ころ、表題もそうなんですけども、地球社会建設決議草案ということで、この6点を決議をしてほしいというそういう趣旨のものなんです。他については、自分の持論をいろいろ記載をされておられると思うんですけども、果たしてこういうことそのものが理解的には分かりますけれども、従来からこの人は全国に配っておられるという情報で捉えてきましたので、やっぱり無視することはできないわけですから、今日の議運の資料の請願陳情文書表、これの陳情2号として参考配付ということにされておられますので、私は最初から参考配布だなというふうに理解をしておりましたので、無視とかなんとかせず、ピシッと議員にこういうことで陳情が上がってますよと、しかし今回は参考配付といたしますということを明確にして参考配付をした方がいいだろうというふうに私は判断をいたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

私もこの方が全国に労力配ってお金も掛けて、このように配られているというところで、議会に出る前に議運でストップするというのはいかがなものかなというふうに思いますので、広く広義的にこの全国の議員に配って配慮すべきであると思います。それから長与町としては、この陳情に対しまして、他の議会は陳情などは、例えば、請願と同じような取り扱いをすることもありますので、長与町としてはあくまで参考配付という形をとっておりますので、これは参考配付というところで、一応、議案として上げるべきではないかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

議運に上げるならば参考配付程度で、上げなければ議長判断で私はいいいのではないかなと思います。内容がですね、もうずっと確認しているんですけど、長与町の議会として議論をすべき内容なのかなというのがまず一つあります。それと個人的意見が余りに

も強過ぎるということで、皆さんが時間と労力を出して議論すべきものではないのではないかなというふうに思いますので、町、言えば国のレベルというか、ちょうどもっと身近な部分での請願を審議するのが我々だと私は個人的に思いますので、できればもう議長判断でも十分構わないのではないかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。山口委員の意見がまだありませんが、何かありませんか。

それでは、時津並にという意見もあれば、従来どおり議運でも一応中身を目を通して、その上で議員には参考配付と。参考配付が3人でしたかね、多かったわけですがけれども、今回も従来どおり、陳情書については参考配付をするということで決定をしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

はい。では、そのように取り扱いをしたいと思います。ありがとうございました。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

これはこの件でよろしいんですけど、関連して私の方から、これは参考配付に議員の皆様へ参考配付にしないといけないというのがあったんです、過去も。つい最近では、自治会入会のメールが来てまして、町長と議員の皆様へこういうふうにタイトルがついて。極力そういった地域の住民の皆様のご意見は、皆様の方に議長判断で参考配付ということでしておりますので、念のためよろしくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今回の件は、委員長が言うようにこれは参考配布でいいと思うんです。もし次回来た場合には、またどういう取り扱いをされるんですか。ちょっとそこだけお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

先程は、今回どうするかということと、今後ということでありましたけれども、今の話を聞いていると中身をとにかく見ないことには分からないという部分もあるかと思えますので、もし来た時には、またその都度議運で、議長が門前払いすれば議運に掛からないですけれども、一応受け付けて議運に諮るということであれば、従来どおりの協議をして決定をしたい、そういうふうに思います。

それでは今後の協議事項の中で、次に今から資料を配りします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開をいたします。今、皆さんのお手元にお配りをしましたのは、従来から議長の充て職というものについて、その慣例を破った云々というのが同僚議員の中

からも出ておりましたし、一体、議員でどういう審議会とか委員会とか、どういう就任をしているのかと、その中で議会体として出すべきものと、そうじゃない議員個人として、例えば私は体育協会の会長、もうこれは辞めましたけれども、ソフトボール協会の会長とかスポ審とかありますけれども、こういったものは議会の代表として行つとるわけではないわけです。したがって、議会の代表としていくものが、例えばここで、この上の4つは議会で決めます。正式に決定をします。それ以外の、例えば、長与町農業振興協議会、都市計画審議会、長与町民生委員推薦会というのも議会の枠になってるとかな、議会から2名と。長与町殉国慰霊奉賛会は、これは完全に議長が多分就任するようになっております。こういったそれぞれ、ここまでは大体議会ということで、従来から取り扱いをしてきた。長与町交通指導員から下の方は、議会枠ではありませんけれども、下から2番目ですか。川まつり実行委員会、議会より議員2名ということで、議長と産業厚生常任委員長が就任すると、こういったものがある程度決まっておりますけれども、そこで、ここに載っておりませんが、そういう社会福祉協議会の議長充て職の問題でいろいろお話があったものですから、私なりに調査をしたところ、以前の議長、元議長西田さんは、ずっと社会福祉協議会の理事として残っておられたわけですが、平成28年の1月からは学識経験理事としてなっている。そのあとに西岡議員が議会枠で就任をしておられるということでありました。従来、議長の充て職という考え方でずっとこの話があったわけですが、社会福祉協議会の定款を見させていただくとあくまでも議会から1名ということで、議長の充て職ということは、特段、社会福祉協議会の方ではないわけです。ただ、それは議会側がそれをどうするかというのが基本であろうと思うんですよね。それで話を聞いてみますと理事会で西岡議員を推薦をされて、そして直接何かお話あったんでしょ。それも議長のところ、例えば選任依頼が来て、それをもとに多分どうするかという判断で決められたということではないということをお聞きしたものですから、そういう議会枠として割り当てられた審議会とか委員会とか、そういう外郭団体のそういったものの取り扱いについて、やっぱりここはどっか1つ決めとかんという気がしたものですから、参考までに事務局の方にこの資料を作っていて、皆さん方に協議の材料としてこれを見ながらそれぞれ意見を聞きたいなと思います。もう1つ、山口副議長が都市計画審議会の委員、これも今、就任をされております。これは副議長の充て職ということではなかったと思うんですよね。元々は議長、だからここら辺もどのような形でこうなったかというのが、ちょっと私も分からないんですが、都市計画審議会の方は議長宛てに正式に選任要請の文書が、多分、来たんでしょ、議長。今回ね。それは、私の方から正式に手続きをしたほうがいいんじゃないですかという話をしていたところが、来たということを知ったものですから、社会福祉協議会の方にもそういう申し出をせんばじゃないかなという思いがしとるんですが、そこら辺もひっくるめて皆さん方のご意見を頂戴をしたいと思います。

内村議長、先程の件で。

○議長（内村博法議員）

ちょっと補足をしたいと思います。まずこの都市計画審議会、これは私の方に今回選任をしてくださいという依頼がありまして、前任者は誰ねというか、私も知らなかったものですから、副議長がやっているという話で、それではまた前回通りやってもらおうと。というのも急ぐということで、確か期限を切られて、それで5月ちょっと忘れましてけれども、ということで前任者同様、副議長を推薦したわけです。その前の以前のなぜ副議長になっているのかというのは私も把握しておりません。そういった状況です。ずっとそれが続いてきているだろうと思います。それから、先程社会福祉協議会、これは私が議長になった時に社会福祉協議会から西岡議員をとという具体的な推薦依頼があったんですね。それで西岡議員を、向こうから理事長以下来られまして、私がOKしたと、こういうこと。だから、向こうの外郭団体からのいわゆる希望ということで西岡議員をお願いしますと。私が了解して最終的には。それで、またあと理事会で承認をされたと、こういうふうに向っています。だから外郭団体と長与町のこのいわゆる審議委員会とか長与町が主催でやるやつと分けて考えないといかんと思うんです。外郭団体は、その外郭団体の事情があると思うんです。例えば、私も西彼杵道路期成会とかあるわけです。これは時津町と長与町とそれから西海市と作って、そこは議長が出てくれという要請があって今出ているわけですけども。だから外郭団体については先方の意向がかなり反映されているはずなんですよ。だから私もむげには断れないので、ずっと今、山口議長の後を継いで出席しているわけです。そういった外郭団体と長与町の主催のと区別しないと、ちょっとこんがらがってくるのではないかなと。これは私のあれなんですけども、一緒にした方がいいと言うならそれはそれでも構いませんけれども、ちょっとその辺りが気になりました。以上です。あとはもう皆さんと一緒に考えていただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

今、議長の方からもありましたけれども、そういう外部の外郭団体という表現の仕方で西彼杵道路とかという話がありました。ですが、これは議長として、当然出ていけないといけない。そうすると社会福祉協議会も外郭団体ですよ。だから従来はそういう形でやっていたんだろうと思います。議長がだめなら例えば副議長にするとか、所管の常任委員会の委員長とか、そういった形で議会体としてどう取り扱うかというのがやっぱり本当じゃないのかなと思います。したがって、当時の河野委員が産業厚生常任委員長でしたのでお聞きしたところ、産業厚生委員会のほうには特段そういったどうしようかという提案もなかったという話でありましたので、いろいろお尋ねに行ったら議長が言われたように向こうからの指名ですね。ですからそこら辺について、議会の代表を送るのに向こうから指名というのが本当はいいのかどうか。ここら辺の問題提起も込めて、今すぐどうこうでなくて、皆さん方の考え方をちょっとお聞きしたい。これから休憩とって、ざっくばらんにご意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。では、この議長充て職とか議会枠として委員就任をやっているものについては、議会枠として、例えば何名出してというものについては、やっぱり議長宛てにしっかり文書を出していただいて、その結果、議会として判断をして推薦をしていくと。そういうやり方で、議会から各所管なり団体にそういうお願いをすると。これは文書ですか、それはまだ今後の問題ですけれども、そういうことで一応基本的なことだけ、とりあえず今回は決めておいておきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

場内の時計で11時10分まで休憩をいたします。

(休憩 10時57分～11時9分)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。今度の一般質問でも若干こういう議員の視察研修とか所管事務調査についての質問もあるようでありましてけれども、例年この議会運営委員会では、他の常任委員会に先駆けて、視察、研修をやっていたということがございました。その他の項で、皆さん方にその取り扱いについてどのようにした方がいいのかお諮りをしたいと思います。まだ、実はこの委員会の前に正副委員長、事務局が集まっていろいろ協議もしたんですが、具体的には何も持ち合わせておりません。したがって個人的には、例えば議会改革を始めるときに、我々もどっちかといえば改革のバイブル的なあれをしとった福島県の会津若松とか、復興のそういった問題も兼ねてどうかなという思いはしておったんですが、そういった問題もひっくるめて、皆さん方に協議をしていただきたいと思います。これから休憩をとって、ざっくばらんにもうやらせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をします。議会運営委員会の視察研修については、いろいろタブレットの問題、議会改革の進捗状況、また、行政の対応とか住民懇談会、こころの成功例とかいろいろ話しました、また、議員控室とか図書室の整備、これは議会基本条例でも入れておりますので、そういった問題が今出てきましたので、ちょっとこころの辺も加味しながらたたき台をなるべく早く作りたいと思っております。それと、災害対応要領に基づく研修、これについては7月中にやりたいと。相手もおりますので、なるべく例えば町の行事とか、今、分かっているいろいろな行事重ならないような格好で、日程をなるべく早くお示しをしたいと思っております。

今のところざっとした考え方ですけども、こういうことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのように取り扱いをしていきたいと思えます。

一応、私の方から、我々の方から提案、協議する事項は以上です。他に皆さん方から何かありましたらどうぞ。他にありませんか。いいですか。

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 11時43分)

委員長